

議案第 4 1 号

北名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例について

北名古屋市都市公園条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 1 3 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）により、都市公園法が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

北名古屋市都市公園条例（平成18年北名古屋市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第20条」を「第22条」に改め、同条第2号中「第5条」を「第7条」に、「第14条」を「第22条」に改め、同条第3号中「第10条第1項」を「第12条第1項」に、「第20条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とする。

第20条中「第3条」を「第5条」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第6号中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条第1項第2号中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第6条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第5条中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

3 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第4条 法第4条第1項の条例で定める1の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1

号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。